

## IASB関係者と 日本公認会計士協会関係者との 意見交換会

昨年公表された『日本再興戦略』改訂2014において、閣議決定レベルで「IFRSの任意適用企業の拡大促進」が明記され、我が国におけるIFRSの適用は徐々に増加している。当初、一部の業種に集中していたIFRS適用も、適用拡大に伴い、現在では20業種を超えている。このようにIFRS適用の動きが加速している中、2015年4月に国際会計基準審議会（IASB）のHans Hoogervorst議長及びAlan Teixeiraシニア・ディレクターが来日された。その際に、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）のIFRS関連の委員会及びIFRS勉強会のメンバーと意見交換を行う機会があった。

Hoogervorst議長との意見交換会は昨年2月にも実施しており、2回目となる今回は、協会のIFRS関係の活動に携わる会員に集ってもらい、質疑応答の前に協会におけるIFRSに関する取組みを紹介し、意見交換を行った。

Teixeiraシニア・ディレクターはテクニカル活動を担当されており、山田辰己IASB前理事を座長とするIFRS勉強会メンバーとの間で、IASBの調査研究プログラムについて意見交換を行った。

以下に、これら2つの意見交換会について報告する。なお、本稿は、英語で行われた意見交換会に基づき、筆者の責任で日本語に要約したものである。また、本意見交換会で述べられた意見は参加者の個人的見解であることを申し添える。



## Hans Hoogervorst議長との意見交換会



左から、Hans Hoogervorst議長、森公高会長

### I はじめに

協会副会長の関根愛子氏が挨拶をし、協会が継続して国際会計基準審議会（IASB）の活動を支持してきたこと、また、今後もIFRSの適用促進及びIASBの活動に協力していく旨を発言した。さらに、協会が取り組んできた広報活動、人的支援、教育研修についても紹介した。

### II IASB議長Hans Hoogervorst氏のスピーチ

「日本は、基本的に米国に追随するというイメージを持っていたが、IFRSに関してはそうではなく、米国においてIFRSアドプションの動きが進んでいない一方で、IFRSの任意適用を促進するという独自の対応をしている点に注目している。現在では、IFRSを適用することによる便益を理解して、多くの企業がIFRSを適用している日本の状況を歓迎している。いろいろな国でスピー

チをする際に、このような日本の状況を紹介している。」と述べられた。

続いて、IFRS財団とIASBが今年新たに制定する予定の「ミッション・ステートメント」ドラフト（最終版は4月16日に公表）についても説明され、以下の質疑応答がなされた。

（山田辰己IASB前理事）ドラフトの中で、ミッションの1つとして「金融安定促進」を掲げている点についてコメントしたい。過去の苦い経験であるが、2008年の金融危機時にIASBは公開草案を出さずに金融商品の基準を修正せざるを得なかった。当時、これは金融安定化のために必要な対応だったと説明された。ミッション・ステートメントでは、「長期」の金融安定を使命としているが、「金融安定」という用語を使用することは、会計基準の設定との間で利害が対立する可能性があるため、注意を払うべきだと考えている。

（Hoogervorst議長）「金融安定」という用語が悪用される懸念は、よく議論されているところであり、問題点は認識している。ただし、個人的には、長期的な金融安定には高品質の会計基準が不可欠であると確信しており、IASBは金融安定を考慮すべきであると考えている。

### III IFRSに関する協会の取組み

協会常務理事の岸上恵子氏から以下の5つのIFRSに関する取組みの概要が説明された。企業会計基準委員会（ASBJ）の「ASAF対応専門

委員会」及び「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」に対応する協会の2つの委員会（①ASAF対応検討専門委員会と②IFRSのエンドースメントに関する対応検討専門委員会）、③IASBの公開草案等に対する協会のコメントをまとめるIASB専門委員会、④IASB前理事の山田辰己氏が座長を務めるIFRS勉強会、及び⑤中小監査事務所対応を取り上げた。関係する協会メンバーも発言し、Hoogervorst議長と意見交換をしながら進められた。

#### 1. ASAF対応検討専門委員会

（協会メンバー）ASAF検討対応専門委員会は、ほぼ毎月開催され、ASAFのペーパーについて約10名の委員で議論している。ASBJが会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）で発信しようとする意見と専門委員会の見解が異なる場合には、会計専門家として異議を唱えることもある。ASAFが設置されてもわずか2年だが、Hoogervorst議長は、ASAFの議論がIASBの審議に大きな影響を与えているという実感がおありか。

（Hoogervorst議長）ASAFは当初の期待を超えており、IASBはASAFの議論を重視している。IASBの結論に影響を与えた例としては、最終的な議論を迎えているリースがある。ASAFでは、FASBの2つのモデルよりもIASBの単一モデルを支持する声が多く、またコンバージェンスを求める声が過半を超えるほど強くなかったため、最終基準化を進める

決め手となった。ASBJは、多くの優秀なペーパーを提出しておりASAFの最大の功労者の1人である。多くのペーパーを作成する努力を称えたい。

## 2. IFRSのエンドースメントに関する対応検討専門委員会

(岸上恵子氏) JMIS(修正国際基準)の開発に対する協会の見解を示すため、協会でも対応する委員会を頻繁に開催した。JMISに対する協会の基本的なスタンスは2つある。1つは、IFRSの個別基準を確認するというエンドースメントのプロセスは重要であるということ。個人的には、IFRSに対する関係者の認識を深めるため有意義であったと考えている。もう1つは、IFRSに対する削除又は修正は究極的にはすべきではないこと。ただし、どうしても受け入れられない論点を最小限、削除又は修正するのであれば、その根拠を明確に示すべきと主張した。この2つのポイントを表明したコメント・レターをASBJに提出した。

(協会メンバー) 1年半にわたり、延べ20回以上開催されたASBJの「IFRSに関するエンドースメント作業部会」には、協会代表者が専門委員として参加し、本専門委員会のメンバーからは協会代表者に対して多くのインプットを行った。協会代表者は、ASBJにおける議論を通じてIFRSに関する十分な情報や正確な知識を提供し、結果として、修正事項を2つに絞ることに貢献した。本日現在、JMISの適用を企図する企業の存在は認識していないが、代わりに、IFRSの任意適用企業の数は増加している。また、作業部会では、IFRSに関するガイダンスの開発についても議論し、結果として、IFRS

解釈指針委員会への確認なしにガイダンスを開発しないことについて合意に至っている。

## 3. IASB専門委員会

(岸上恵子氏) ASAF対応検討専門委員会のような「All Japan」の見解形成をする場においては、協会の意見が必ずしも採用されるわけではないので、日本の会計士団体として見解をIASBの公開草案等に対するコメントとして示している。コメント形成においては、基準間の整合性や日本の実務への適用可能性を配慮している。

(協会メンバー) 20名近くの監査実務者を中心に、IASBの公開草案等に対する協会のコメント案を作成している。協会メンバーといえども様々な考え方があるため、例えば、のれんの会計処理のように、見解が分かれる場合も多い。そのような場合に、委員長としてどの見解に基づいてコメントを最終化するかが悩ましい。IASB理事は出身国もバックグラウンドも異なるため、意見を取りまとめるにあたり、相当苦労されると推測するが、まとめるにあたってどのような点に留意されているか。

(Hoogervorst議長) 私は政治に関わっていたこともあるが、様々な見解を取りまとめる際には、常にまず自分が信じる最善の答えを設定するようにしている。会計基準開発においては、技術的、概念的、また、経済的な側面を考慮して最善の答えを考える。そして、その最終目標を目指す上で、相手に譲れるものを持ち合わせておくよう心がけている。最終目標を崩さない範囲で相手に譲歩することで、平行線の議論を合意にもっていくことができる。その際、詳細な論点に深入りしすぎないこと

も重要である。

## 4. IFRS勉強会

(山田辰己氏) IASB理事退任後にIFRS勉強会を立ち上げ、既に3年半になる。14名のメンバーは事前にIASBのアジェンダ・ペーパーを読み、2日間の勉強会で論点を議論する。基準を開発する上での論理構成、基礎となる考え方や背景を理解することを目的としている。個人的には、将来、日本からIASB議長を出したいと考えており、その展望を持って取り組んでいる。

(Hoogervorst議長) 日本からIASB議長を出すのは良いアイデアだが、(私の任期が切れる)2020年以降でお願いしたい。

(協会メンバー) IFRS勉強会は、幅広い分野の会計知識を身に付け、会計基準の考え方や適用について、法人内の見解等にとらわれずに自由闊達な雰囲気での議論できる、有意義で貴重な場である。先日、2月の米国財務会計基準審議会(FASB)との共同審議会について議論した。収斂していた収益認識基準について、IASBとFASBがいくつか異なる暫定決定をしている。IASBは原則ベースのシンプルな基準として維持する姿勢だが、FASBは実務上の便宜のために追加的な規定などを設けようとしている。この結果、IFRS適用企業が米国基準の規定等を解釈指針として適用してしまう潜在的なリスクがあるのではないかと感じている。

(Hoogervorst議長) 最近の収益認識基準の審議は歓迎できるものではない。公表された基準の問題点を確認するプロセスとして、IFRSには適用後レビュー(PIR)がある。昨年、収益認識基準に関して新たに移行リソース・グループ(TRG)が加



わったが、基準が適用される前に、再度確認するステップが加わったことは少し残念である。現在、収斂した収益認識基準について、TRGからのインプットを受けてIASBとFASBが共同で審議しているが、その結果、両基準間に差異が生じる方向となっている。指摘されたようなリスクは認識している。IFRSと米国の収益認識基準は完全には収斂していないこと、また、IFRS適用企業による米国基準の規定の直接的な参照は認めないことを明確に提示し、このリスクを回避したいと考えている。なお、FASBとは、この基準を見直すプロセスを早く終わらせることに合意しているので、今後、基準の変更が多く生じることはないと考えている。

#### 5. 中小監査事務所対応

(協会メンバー) 現在、IFRS適用を公表している73社のうち、中小事務所が監査をしているのは3社だけであるが、今後増える可能性はある。海外との連携が少ない中小事務所はIFRSに関する情報が限られることから、協会からの支援に対するニーズもある。協会では中小事務所向けに、IFRSの各種研修や実務上の論点の検討、質問対応や情報共有などのサポートをしている。

#### IV 質疑応答

※ 以下、AはすべてHoogervorst議長への回答

Q1：IASBにとって、今後数年間の最優先事項は何か。IFRSの地域的な適用拡大には限界があると思うが、それ以外の面での取組みが重要となるのか。先ほど説明されたミッション・ステートメントを作成する目的・効果とも関係するのか。

A1：IFRSをさらに地域的に拡大させるには米国が重要だが、米国の方向性を変えることは難しいと考えている。IFRS財団の各組織における米国の関与を調整すべきという考えはあるかもしれないが、米国を完全に除外することには反対である。中国、インドにはIFRSの完全適用が難しい固有の事情があるということを理解するが、IFRSに前向きである点は歓迎している。タイ、インドネシア、ベトナムにも今後、力を入れていきたい。日本は、近い将来、IFRS適用企業が100社を超えらると思われる。日本において、大手企業がIFRS、中小企業が日本基準という方法も合理的かもしれない。

今後、IASBで検討していく主要な議題には、保険や概念フレームワークがあるが、会議は短くなっている。静止期間 (period of calm) を期待する声もあるようだが、基準はまだまだ改善の余地があり、リサーチ・アジェンダに多くの議題が上がっているため、対応していきたい。

Q2：IFRS第3号の適用後レビューにおける、のれんの償却と減損の会計処理の将来展望について聞きたい。個人的には、償却と減損アプローチを支持しているが、Hoogervorst議長はどの会計処理が適切と考えているか。

A2：まだ結論は分からないが、一番気にかかっているのは、のれんを非償却としたIFRS第3号が比較的新しい基準ということである。償却と減損アプローチと、減損のみアプローチを検討しているが、いずれの方法もメリットとデメリットがあり、絶対といえる方法ではない。最近、FASB議長のRuss Golden氏が新しいアイデアを出してきたので、その

可能性をIASBでも考えたい。新しいアイデアとは、作成者の負担が大きい減損テストを大幅に簡素化した「償却と減損」アプローチであり、償却をしつつ、株価がグループの純資産価額を下回ったら減損するというものである。議論を進めることを数年間保留したい気がするが、米国が償却に戻ることを決めたら、コンバージェンス維持のためにもIASBでも検討することになるだろう。

Q3：協会としてIFRSの適用を推進する上で、中小企業への適用促進も検討している。ただし、中小企業においてはコストとベネフィットの観点から、なかなか前向きな風が吹かない。国際的ではない中小企業にIFRS適用を薦める際に、どのようなメリットを説明するのがよいか。

A3：グローバルな展開を考えていない中小企業にとって、IFRSを適用する直接的メリットは少ないかもしれない。しかし、中小企業のビジネスは取引がシンプルな場合が多いため、IFRSを適用する上で、判断が難しいケースが少なく、開示も減らせる可能性があるため、煩雑性やコストが抑えられる可能性があるのではないかと。

#### V おわりに

協会会長の森 公高氏が、「この意見交換会に参加されたみなさまにとって有意義であり、今後のIASBの基準開発及び日本のIFRS監査実務において良い影響を与えることを期待する。」と挨拶し、盛会裏に終了した。

(日本公認会計士協会自主規制・業務本部IFRSデスク担当 熊木純子)

# Alan Teixeiraシニア・ディレクターとの意見交換会 －IASB調査研究プログラムの現状と方向性－

## I はじめに



Alan Teixeira氏

ニュージーランド出身のTeixeira氏は、IASBに入って10年目となる。「経営者による説明」、IFRS第3号「企業結合」などの設定に関与した経験があり、最近では、特に調査研究プログラムに従事している。IFRS勉強会メンバーは、調査研究プログラムに関する2015年3月のアジェンダ・ペーパー<sup>1</sup>を事前に読んで参加しており、意見交換会は、基本的に、勉強会メンバーの質問・コメントに対してTeixeira氏が説明する形式で進められた。以下では、主な調査研究プロジェクトの現状と方向性を示すとともに、意見交換会での主な質疑内容を紹介する。

なお、本稿は英語で行われた意見交換の内容及びアジェンダ・ペーパーを筆者の責任で翻訳及び要約したものである。また、本意見交換会で述べられた意見は、Teixeira氏及びIFRS勉強会メンバーの個人的見解である

ことを申し添える。

## II IASB調査研究プログラムの主な内容

### 1. 調査研究プロジェクト概要

IASBの調査研究プログラムの主な焦点は、財務報告の要求事項の潜在的な問題の有無、問題がある場合、要求事項を改善するコスト・ベネフィットのある方法の有無を評価することであり、その裏付けとして証拠を用いている。主な成果物はディスカッション・ペーパー（DP）となる。IASBがプロジェクトを進めると決める場合、基準プログラムでは、新たなモデルを適用する基準の公開草案を開発するとされている。

#### （主な質疑応答）

調査研究プログラム全体の進め方に関して、例えば、共通支配下の企業結合・のれんの会計処理・事業の定義などの関連する論点を組み合わせて検討しないのかとの質問に対して、関連する論点を必ずしも組み合わせてはいないが、石油採掘活動と新薬開発活動の類似性から、より良い解決策のため、採掘活動と無形資産及び研究開発（R&D）を組み合わせることを提案していることがTeixeira氏より説明された。

今後予定されているアジェンダ協議<sup>2</sup>のフィードバックと調査研究プログラムとの相互関係については、アジェンダ協議文書の公表目標は本年7月であり、フィードバックによっては、調査研究プログラムが大きすぎるとして、いくつかのプロジェクト

を削減するか、個別プロジェクトの検討をさらに加速化することになると説明された。

### 2. 1～2年以内に新基準又は実質的な修正基準となる予定のプロジェクト

#### (1) 料金規制活動

##### （プロジェクトの現状と方向性）

主要な論点は、①料金規制の範囲、②料金規制に係る権利・義務は、概念フレームワークで定義される資産・負債を創出するかなどである。DP「料金規制の財務上の影響の報告」（2014年9月公表）に対するコメント・レターの当初レビューとアウトリーチのフィードバックによると、少なくともいくつかの規制繰延勘定残高をIFRS財務諸表で認識するような会計処理の開発に強い支持がある。

#### （主な質疑応答）

回収する権利・支払う義務を資産・負債として認識することになるかとの質問に対しては、当該権利・義務が「料金規制活動」に該当するか否かに左右されるという回答があった。また、料金規制活動の概念上の問題は、直接的な請求権ではなく集合的な顧客ベースで機能することであり、顧客に賦課する権利の背後には政府が存在し、どの顧客から支払われるかが不明であるため、料金規制活動の会計処理単位の検討が論点となり得ると説明された。

DPでの料金規制は抽象的な概念であるが、多様である現実の制度のどの範囲が該当するのかとの質問に

対しては、DPではどの料金規制が範囲となるかを表現するために規準を設定したこと、範囲の拡張を不満とする産業界があることが説明された。

DPに対する回答者の多くが、料金規制活動に係る資産・負債の認識を支持していることから、本プロジェクトを早く進める可能性があるのかとの質問に対しては、より早く進めるかもしれず、利用可能な対象の拡大を目的としてIFRS第14号「規制繰延勘定」を修正するか、置き換わる基準を開発する場合、資産・負債の認識よりも開示に焦点を置くかもしれない旨が説明された。

(2) 持分法会計

(プロジェクトの現状と方向性)

IFRS解釈指針委員会には、持分法の根本的見直しを繰り返し要請されており、2011年アジェンダ協議では、持分法の検討が強く要求された。本プロジェクトを、短期の簡素化と長期の根本的見直しに区分することを検討しており、主要な論点は、①持分法の目的は「一行連結」と「測定」のいずれか、②関連会社の定義と重大な影響の意味、③相殺消去仕訳の必要性などである。

(主な質疑応答)

持分法を一行連結のような手続でなく測定属性と捉えるのかとの質問に対しては、公正価値が最善の測定であるとの意見があり、関連会社は支配されているわけではないことや、持分法による算定は複雑で外部からは透明性がないため、開示を充実させるが、コスト・複雑性を低減させるような方法を考えていると説明された。

関連会社が上場企業である場合、

公正価値は必ずしも投資者にとって有用ではない場合もあるとの指摘に対して、持分法による影響を損益に反映し、公正価値との差額をその他の包括利益 (OCI) で表示する考え方があることが述べられた。勉強会メンバーからは、持分法を測定属性とする場合、未実現損益が消去されないことになるとの懸念が示された。

3. 長期で新基準又は実質的な修正基準となる予定のプロジェクト

(1) 退職後給付

(プロジェクトの現状と方向性)

2011年に修正IAS第19号「従業員給付」を完了した際、より根本的な見直しを要する問題として、雇用主と従業員の間で投資リスクを共有する確定給付制度 (キャッシュ・バランス・プランなどの拠出ベース約定) の会計処理の必要性が指摘された。IFRS解釈指針委員会は、拠出ベース約定を含む制度の会計処理の取扱いについて合意に到達できなかった。現行基準の測定基礎 (優良社債利回りを割引率として用いる予測単位積増方式) はいくつかの混合型制度の性質とリスクを適切に会計処理しておらず、ある法域 (ドイツ) で問題となっている。純粋な確定拠出制度から純粋な確定給付制度にわたる概念上、妥当かつ堅牢な測定モデルを探求する。

(主な質疑応答)

2008年DP「IAS第19号『従業員給付』の修正に関する予備的見解」のアプローチの適用は非常に困難であり、現行IAS第19号から大きな変更となるため実行可能なモデルはIFRIC解釈指針案D9「拠出金又は名目的拠出金に係る約定収益による従業員制度」のアプローチではない

かとの意見に対して、混合型スキームが問題となっており、採り得るアプローチをDPで示して反応を見ること、経過措置に関しては、IAS第19号のままとするか、新たなモデルとするかの選択肢を検討することが説明された。

(2) 業績報告

(プロジェクトの現状と方向性)

主要な問題は、基本財務諸表、特に損益計算書の構造が欠けている点である。しかし、現在進行中の概念フレームワーク及び開示に関する取組みのプロジェクトは、当該論点を取り扱わないため、この作業が必要とされ、2014年7月に調査研究プロジェクトに追加された。

業績報告プロジェクトでは、主として、包括利益計算書上での表示科目をどうするか、特に、non-GAAP指標をどのように扱うかを検討する。なお、IASBは従前、財務諸表の表示 (FSP) プロジェクトを行っており、そこでは、財政状態計算書、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書の表示科目などを営業・財務などの区分で揃える原則 (一体性) を提案していたが、IASBは2015年2月、完全な1組の財務諸表全体にわたる一体性を求める原則を含めるべきではないことを暫定決定している<sup>iii</sup>。

また、UK財務報告評議会 (FRC) のキャッシュ・フローに係る作業を、開示に関する取組みから本プロジェクトに移動しており、2015年後半に公表予定のFRCリサーチ・ペーパーへのフィードバックを業績報告に役立てる。

(主な質疑応答)

「業績とは何か」は、各利用者・作成者によって左右され、定義する



のは難しいのではないかとの意見に対して、経営者の観点からの業績を伝える場合、より明確な基準が必要となり、例えば、キャッシュ・フロー計算書では、投資活動の区分を用いず、財務活動を定義して残りを営業活動に区分する考えが述べられた。

IAS第1号「財務諸表の表示」の小計では不十分なため、営業利益の表示を要求する方向性もあるのかとの質問に対しては、狭義かつ厳格に定義すると、金融機関の場合に営業とは何かの問題となり、従前のFSPプロジェクトではうまくいかなかったことが説明された。

業績報告プロジェクトでは、「業績とは何か」など根本的な問題を取り扱うのか、従前のFSPプロジェクトよりも範囲は広いのかとの質問に対して、従前のFSPプロジェクトのうち、主要な計算書間の一体性、キャッシュ・フロー計算書の直接法の議論は扱わないが、キャッシュ・フロー計算書などの主要な計算書の構造を対象とすることが説明された。また、業績が定義されるのかは不明としながらも、損益計算書の目的によって、そこで何を把握するかは異なり、例えば、営業損益の区分を維持すべきか否かということになると述べられた。さらに、調査研究の結果、最終的に純損益を定義することになるのかとの質問に対して、1株当たり利益と同様、1つの指標ですべてが語られるわけではないが、純損益は経営者の観点を表わすものであると述べられた。

(3) のれん

(プロジェクトの現状と方向性)

IFRS第3号「企業結合」の適用後レビュー（PIR）から生じた最も重

大な問題はのれんの会計処理であり、現行の減損モデルは、のれんを配分した資金生成単位（CGU）の減損した業績の識別に効果的でないと懸念された。関連して、様々な情報源から、のれんの償却に戻ることへの要求がある。主要な論点は、①減損テストの有効性、②減損テストとともに償却を導入すべきか、③別個に認識した無形資産とのれんの関係（耐用年数を確定できない無形資産をのれんに含めることを容認するか）とされ、2015年2月に調査研究プロジェクトに追加されている。一方、米国財務会計基準審議会（FASB）は非公開企業にのれん償却の選択肢を導入しており（SME向けIFRSも同様）、公開企業への適用を検討するため、活動中のアジェンダとしている。IASBの当初評価では、減損テストの改善は必然であるが、償却へ戻るとはより根本的な手段となり、変更を正当化するには大きな負荷を伴う。

(主な質疑応答)

のれんの非償却を変更する可能性はあるのかとの質問に対して、現状はのれんを非償却としているので、償却への変更を正当化するには証拠が必要であるとして、減損損失には増分的な情報価値があるとの強力な証拠があること、7～10年でのれんを償却する場合でも、企業結合は1～2年で悪化することが多いため減損テストが必要であるが、減損テストの手直しは必然であり、のれんの償却に戻るかは不明であることが説明された。

さらに、のれんの償却はのれんの消費を前提とする消費モデルである一方、のれんの非償却は自己創設のれんが当初ののれんを補填する補填

モデルであることが説明された。自己創設のれんに関連して、のれんの価値を維持するために用いられる支出をいかに捉えるのかとの質問に対しては、支出は包括的なブランド広告であり、費用化された価額が残り資産を守ると説明された。さらに、勉強会メンバーからは、M&Aには多くのタイプがあるため、のれんの性質が消費モデルか否かを一義的に決定するのは困難であることなどが指摘された。また、減損モデルを好むが、現行の問題を手直しするのかとの質問に対して、CGUへの配分が大きな問題であると説明された。

FASBは先を進める用意があるとされており、IASBは調査研究プロジェクトとしても長い期間を費やさないのでないかとの質問に対して、IASB会議での議決により調査研究プロジェクトとされたが、良い解決策が見つければ検討を早めることが説明された。

4. 適用上の問題を識別するプロジェクト：引当金、偶発負債及び偶発資産

(プロジェクトの現状と方向性)

負債の識別に関するIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の解釈に難点があり、経常的な毎年の賦課金を一時点で認識する結果となるIFRIC第21号「賦課金」に利害関係者は満足していないこと、提案されている概念フレームワークの最終化により、いくつかの問題の解決に役立つことを理由として、活動プロジェクトのニーズを検討している。

(主な質疑応答)

IFRIC第21号によってIAS第37号の再検討が重要となるが、再検討の

予定はあるのかとの質問に対して、5月のIASB会議で議論する予定であり、概念フレームワークの公開草案による示唆を検討すること、概念フレームワークを変更するにはIAS第37号の認識規準・測定方法の問題を解決する必要がある、IFRIC第21号はIAS第37号の有効な解釈であるが適用の結果が直観に反するとの意見があることが述べられた。

また、IFRIC第21号の借方項目の問題を取り扱わないのかとの質問に対しては、IAS第37号では取り扱わないが、期中報告で実務上問題となっていることが述べられた。

概念フレームワークの完了により個別の基準に影響が及ぶかとの質問に対しては、概念フレームワークにより基準変更が強制されるものではないと述べられた。

**5. 長期の予備的思考プロジェクト：  
法人所得税**

**(プロジェクトの現状と方向性)**

2009年公開草案「法人所得税」の提案は利用者及び作成者からあまり支持を得られなかった。現行基準に対する限定的修正を通して問題に対処する考えがある一方、法人所得税会計の基本原則を根本的に再考する考えもある。基本原則から生じる問題（例えば、貨幣の時間価値の無視）が指摘されている。2015年アジェンダ協議のフィードバックに応じて、現行基準を置き換えるか、プログラムから除外する。

**(主な質疑応答)**

法人所得税の会計処理全体を変更する考えがまだあるのかとの質問に対しては、IAS第12号の一時的な修正ではなく、革新的に変更する考え方がありと説明された。また、経営

者は既に税効果会計に関して重大な判断を要しており、貨幣の時間価値の概念を導入すると追加的な負荷となるのではないかとの指摘に対しては、現行基準は、時間価値が織り込まれた資産・負債に対する一時差異に係る税効果を認識しており、さらに繰延税金資産・負債に時間価値を織り込むことは大きな変更となると慎重な見解が述べられた。

(日本公認会計士協会自主規制・業務本部研究員IFRSデスク担当／公認会計士 又邊 崇)

**〈注〉**

- i IASB, Staff paper “Research Programme”, March 2015. (IFRS財団及びIASBウェブサイト<http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/IASB/2015/March/AP08-Research%20Programme.pdf>参照)
- ii デュー・プロセス・ハンドブックによると、IASBの作業計画に関する公開協議を3年に一度行うことが要求されている。
- iii IASB Update, Feb 2015.